

府 食 第 9 5 5 号 平成25年11月26日

厚生労働省医薬食品局食品安全部 基準審査課長 殿

内閣府食品安全委員会事務局評価第一課長

食品健康影響評価に係る補足資料の提出依頼について

平成25年11月20日付け厚生労働省発食安第1120第3号をもって 貴省から当委員会に意見を求められた過酢酸、1ーヒドロキシエチリデンー 1,1ージホスホン酸、オクタン酸及びこれらを含有する製剤に係る食品健 康影響評価について、平成25年11月25日開催の食品安全委員会(第4 95回会合)における審議の結果、別紙のとおり補足資料が必要となりまし たので、平成26年11月末までに提出をお願いいたします。

なお、平成26年11月末までに補足資料を提出できないことが明らかとなった場合は、速やかに提出できない理由及び今後の対応方針について提出をお願いいたします。

過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸、オクタン酸及びこれらを含有する製剤の食品健康影響評価に必要な補足資料

	補足資料	要求の理由
1	過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホ	過酢酸、1ーヒド
	スホン酸、オクタン酸及びこれらを含有する製剤(過	ロキシエチリデ
	酢酸製剤)が使用された食品における過酢酸、1-ヒ	ン-1,1-ジホ
	ドロキシエチリデンー1, 1-ジホスホン酸、オクタ	スホン酸、オクタ
	ン酸及び過酸化水素の残留実態調査の結果を報告する	ン酸及びこれら
	こと。	を含有する製剤
		の安全性評価に
		必要であるため。
2	上記1に関連する資料や考察があれば、併せて提供	同上
	すること。	